

# 奈良県立万葉文化館ミュージアムショップ運営事業者募集要項

## 第1 募集の目的

奈良県立万葉文化館（以下「万葉文化館」という）では、来館者の皆様から親しまれ魅力的な万葉文化館ミュージアムショップ（以下「ショップ」という）を運営する事業者を募集します。

## 第2 万葉文化館概要

- 1 開館 平成13年9月
- 2 所在地 奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地

### 3 運営目標

- (1) 地域文化教育力の向上  
地域の歴史・文化を再認識し、地域への愛着を醸成する
- (2) 地域との交流促進  
地域の文化の情報発信・伝承  
県内外の市町村、大学、団体等との連携
- (3) 地域経済力の向上  
観光交流人口の拡大  
地域産業の活発化

### 4 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間：10時から17時30分まで
- (2) 休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）  
年末年始、その他展示替日等の臨時休館あり

### 5 過去の入館者数

平成19年度～平成23年度の5年間の平均 (単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
10,564	27,109	9,006	6,229	9,594	10,351	13,223	14,626	4,210		
1月	2月	3月	年間計	年間開館日数					平均	298日
3,508	7,431	7,041	122,892							

平成24年度 (単位：人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
7,618	11,220	5,417	5,627	9,876	12,370	15,885	12,036	4,611

### 6 設置者 奈良県（以下「県」という）

### 第3 ショップ営業の概要

#### 1 営業開始日、営業日及び営業時間

- (1) 営業開始日：平成25年4月3日(水)
- (2) 営業日：万葉文化館の開館日と同じとする  
平成25年度開館日数見込 280日(臨時開館含む)
- (3) 営業時間：万葉文化館の開館時間と同じとする  
(イベント等による臨時の夜間営業を認める)

#### 2 施設の使用許可期間

施設の行政財産使用許可は原則として1年とする。  
ただし、県と運営事業者との協議により更新は可能

#### 3 ショップ施設の概要

運営事業者を募集する施設の概要は以下のとおり

- (1) 場所：万葉文化館エントランスホールの一部
- (2) 店舗面積：130㎡
- (3) 平面図：別紙平面図のとおり
- (4) 設備：陳列台、陳列棚、カウンター、レジスター、照明器具等  
(既存以外の備品、消耗品、その他必要な物については、運営事業者が準備すること)

#### 4 運営内容

- (1) 万葉文化館の運営目標、展示内容を反映したショップの運営。
- (2) ショップで販売する物は、県との契約により、県が製作した物を販売するほかは、万葉文化館の運営目標を十分認識し、運営事業者の責任において決定する。ただし、県がショップで扱う物として相応しくないと認める場合は、運営事業者に対して販売商品の変更等について協議を行うことができるものとする。
- (3) 地域の歴史・文化を再認識し、地域への愛着を醸成することができるような新たな商品の開発を行い、入館者増を図るとともに、地域産業の活性化を目指す。
- (4) 運営準備の際に、現在の運営事業者である万葉文化館友の会より運営内容を引き継ぐものとする。

#### 5 運営における遵守事項

- (1) 万葉文化館の運営目標等をよく理解し、品格ある運営を行うこと。
- (2) 万葉文化館全体の管理運営に協力的であること。
- (3) 原則として運営に責任の負える者を駐在させること。

### 第4 運営基本条件

#### 1 運営方法

県がショップの場所を使用許可し、運営事業者が自己の責任で営業を行う。

このため、ショップの販売代金は運営事業者に帰属し、ショップの運営にかかる経費は全て運営事業者が負担する。(ショップから生ずる利益は運営事業者に帰属し、損失が生じた場合には運営事業者の責任において処理する。)

#### 2 ショップの場所に係わる使用料

奈良県行政財産使用料条例及び総務部長通知による。

### 3 県作成の図録、その他県作成商品の取り扱い

運営事業者は、県との契約により、県作成の図録、その他県からの申し出のあった品物をショップで販売することとする。

## 第5 施設・設備等の内容及び負担区分

区 分	内 容	運営事業者負担分
ショップ施設	当要領第3の3に規定する施設	県が使用許可し、使用料等は第4の2による。 24年度実績額 約114万円 (算出額の一部を減免しています)
県が所有する販売用設備	陳列台、陳列棚、カウンター、レジスター	無料で使用することができる。 故障による修理が必要な場合、 運営事業者で負担する。
その他の販売用設備	県が所有する以外の物	運営事業者で用意する。
光熱水費	電気及び上下水道	電気は子メータ設置。上下水道は、使用推定量による算出額を負担する。 年間必要額 約12万円
清掃・警備	開館前清掃・機械警備は館で実施	面積按分による算出額を負担する。 年間必要額 約8万円
ゴミ処理		運営事業者で負担する。(別途契約のこと)
電 話	設置・撤去(内線電話は設置済)	運営事業者で設置する。

## 第6 応募方法等

### 1 応募資格

- (1) 公共施設内で経営を行うにふさわしい能力、経験等を有する企業若しくは団体又は個人。
- (2) 美術館、博物館等のミュージアムショップの運営経験があること。(概ね3年以上)
- (3) 国税、県税、市町村税等を滞納していないこと。
- (4) 関係法令に基づく行政処分を過去3年間、官公署から受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者でないこと。
- (6) 著作権を守り、万葉文化館と協力しながら事業を行う意思のあること。

- (7) 営業開始までの期間、運営の引継に協力の意思があること。なお、引継にかかる経費は事業者負担とします。

## 2 応募方法

### (1) 説明会及び現地見学会参加申込

応募希望者は、参加申込書（様式1）に記入のうえ、平成25年2月7日（木）必着で万葉文化館まで郵送、FAX、持参にて提出して下さい。

### (2) 説明会及び現地見学会

平成25年2月8日（金） 11時～ 万葉文化館

説明会は、説明会参加申込書（様式1）提出者のみ参加できます。

応募希望者は必ず説明会に参加して下さい。

### (3) 質問及び回答

①受付期間：平成25年2月14日（木）17時まで

②提出方法：質問書（様式2）をFAXで提出して下さい。

③回答方法：平成25年2月15日（金）までにFAXで回答します。

### (4) 応募方法

①応募受付期間：平成25年2月1日（金）～2月28日（木）10時から17時

②提出方法：必要書類を作成のうえ、万葉文化館まで持参にて提出して下さい。  
水曜日を除く 10時から17時まで。

### (5) 応募に必要な書類及び提出部数

①応募申込書 (正1) (様式3)

②誓約書 (正1) (様式4)

③取扱商品計画書 (正1・写5)

④企画提案書(様式任意) (正1・写5)

⑤事業者概要書 (正1)

・会社概要などがあれば添付すること

⑥財務諸表(写し) (正1)

・法人の場合は、直近3年間の貸借対照表、損益計算書

・個人の場合は、直近3カ年の青色申告書及び資産を証明する書類

⑦応募要件のショップの運営実績を証明することができる書類 (正1)

⑧その他、県が必要と認める書類

### (6) その他

応募にかかる費用は、事業者負担とします。

## 3 企画提案を求める項目

### (1) イメージ・コンセプト

万葉文化館のショップとして、どのようなイメージ・コンセプトで経営を行うのか

### (2) ショップの雰囲気

店内の雰囲気及び来客対応の考え方

### (3) 取扱商品

従来の商品以外に、来館者が地域の歴史・文化を再認識し、地域への愛着を醸成することができるような新たな取扱商品の提案や商品開発の企画提案

### (4) 経営体制及び経営戦略

販売員の配置体制、集客対策、広報計画、その他

(5) 経営方針・事業計画

開店までの準備に関する計画及び年間の事業計画・収支計画

(6) 万葉文化館との連携

ショップ以外のスペースを活用した販売促進の提案や集客のためのイベント等の企画

(7) その他

万葉文化館の運営目標の達成のために資すると考えられる企画提案

4 選定の方法

(1) 応募者の中から、県が設置するショップ運営事業者選定委員会により選定します。

(2) 選定にあたっては、応募内容について、選定委員会においてプレゼンテーションを行って頂きます。また、選定に要する資料の追加提出等を求めることがあります。

(3) 選考結果については、平成25年3月上旬に応募者全員に通知します。なお、選考理由及び結果等に対する問い合わせには応じられません。

5 応募から選定までのスケジュール

・募集要項の配布	平成25年1月31日(木)
・説明会参加申込書提出期限	平成25年2月 7日(木)
・説明会・現地見学会	平成25年2月 8日(金)
・質問受付期限	平成25年2月14日(木)
・質問回答期限	平成25年2月15日(金)
・提案書受付期限	平成25年2月28日(木)
・提案審査会	平成25年3月 上 旬
・審査結果の通知	平成25年3月 上 旬

6 各種書類提出先

〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10 奈良県立万葉文化館  
電 話 0744-54-1850 F A X 0744-54-1852

メールアドレス koho@manyo.jp ホームページ <http://www.manyo.jp>

